

千葉都市モノレール株式会社 ICカード乗車券取扱規則

規程 (営) 第 20 号
制定 平成21年 3月14日
改正 令和 6年10月12日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、千葉都市モノレール株式会社（以下「当社」という。）における、ICカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、一体型PASMOについては次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第11条（発売）

(2) 第18条第2項（再印字）

(3) 第22条および第23条（再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う

(4) 第24条（PASMOの交換および移替え）

(5) 第26条（払いもどし）

3 当該PASMOに定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第1号および第2号の取扱いを除き、第1項により取扱う。

4 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ホームページ等への掲載により告知するものとする。

5 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

6 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するPASMOを媒体とする乗車券等をいう。

(2) 「IC取扱事業者」とは、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者をいう。

(3) 「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。

(4) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。

(5) 「ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。

(6) 「無記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するICカ

ード乗車券をいう。

- (7) 「記名 P A S M O」とは、券面に使用者の記名を行い、かつP A S M Oに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供する I C カード乗車券をいう。
- (8) 「一体型 P A S M O」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名 P A S M O をいう。
- (9) 「大人用 P A S M O」とは、大人の使用に供する P A S M O をいう。
- (10) 「小児用 P A S M O」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名 P A S M O をいう。
- (11) 「I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (12) 「I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、I C カード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが收受する P A S M O の使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、I C カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、I C カード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に對して適用される最も低額な運賃をいう。

(契約の成立および適用規定)

第4条 I C カード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 前項にかかわらず、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。
- 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第5条 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一の I C カード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

- 2 出場時にS F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
- 3 I C カード乗車券のS F を使用して定期乗車券、別の P A S M O および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 4 入場時に使用した I C カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 I C カード乗車券で再び入場することはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、I C カード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1) 入場時にS F 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

- (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) ICカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
 - (4) 記名PASMOまたは当社が別に定める無記名PASMOにおいては改札機等での入場または出場、SFもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはSFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
 - (5) 一体型PASMOにおいては提携先の都合により、当該PASMOが使用できない状態となつたとき、または有効期限が終了したとき。
- 6 ICカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 7 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 8 記名PASMOは、当該記名PASMOに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用PASMOは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券、SF、定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第6条 この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。

(1) 2キロメートルまで	199円
(2) 2キロメートルを超える3キロメートルまで	220円
(3) 3キロメートルを超える5キロメートルまで	283円
(4) 5キロメートルを超える7キロメートルまで	335円
(5) 7キロメートルを超える9キロメートルまで	388円
(6) 9キロメートルを超える11キロメートルまで	430円
(7) 11キロメートルを超える13キロメートルまで	471円
(8) 13キロメートルを超える14キロメートルまで	513円

3 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 記名PASMOにかかる個人情報の取扱いは、PASMO取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

第9条 当社におけるICカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限

2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発 売

(発売)

第11条 PASMOはPASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。

2 旅客がPASMOに定期乗車券の購入を申込む場合は、様式第1号に定める「PASMO・定期券購入申込書（兼個人情報変更申込書）」（以下「購入申込書」という。）に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をPASMOへ発売する。

3 第2項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用PASMOに、小児の使用に供するものは小児用PASMOにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名PASMOに付加するときは、当該無記名PASMOを記名PASMOに変更する場合に限り取扱う。

4 前各項にかかるわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第12条 ICカード乗車券は、PASMO取扱規則の定めによりICカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

2 ICSF乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合、およびIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(S F 残額の確認)

第13条 ICカード乗車券のS F 残額は、ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 ICカード乗車券のS F 残額履歴の表示または印字はPASMO取扱規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないS F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F 残額履歴

(3) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のS F 残額履歴

(4) 第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のS F 残額履歴

第3章 運 貨

(ICSF乗車券における運賃の減額)

第14条 旅客がICSF乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間にに対する大人片道普通旅客運賃をS F 残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を收受する。

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

第14条の2 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。

(4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第17条「効力」)

(当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第15条 旅客がICSF乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用PASMOのS F から減額する旅客運賃にあっては、各IC鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 2 旅客がＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を使用して入場した後、各ＩＣ鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
- 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各ＩＣ鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 ＩＣ鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一ＩＣ鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引、知的障害者割引および精神障害者割引)

第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則および精神障害者旅客運賃割引規則により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。

- 2 前項にかかわらず、当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。
 - (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りではない。
- 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃、知的障害者割引運賃および精神障害者割引運賃の端数処理)

第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

2 PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(再印字)

第18条 ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

第19条 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに購入申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

第20条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったICカード乗車券の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のICカード乗車券を他人から譲り受けた場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となったICカード乗車券を使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
- (9) 旅客の故意または重大な過失によりICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合

(10) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより收受する。

(→第20条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、様式第2号に定めるPASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書（以下「申請書」という。）の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止措置と、様式第3号に定める紛失再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が紛失再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号から第5号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかる通知を呈示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券またはIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で收受する。なお、デポジットの取扱い、および記名PASMOの紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。

5 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を

満たした場合に限り再発行を行う。

- (1) 定期乗車券については、様式第4号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2) 企画乗車券については、第3項第2号および第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
- (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第1号および第2号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。

6 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモがIC定期乗車券またはIC企画乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第23条 ICASF乗車券の障害再発行の取扱いは、申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から申請書の提出を受け、かつIC定期乗車券またはIC企画乗車券を表示したときに、様式第5号に定める障害再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により障害再発行整理票が発行された当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が障害再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカード乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号および第3号から第7号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を表示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型PASMOと株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかる通知を表示すること。

4 当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 I C S F 乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により I C 定期乗車券または I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった場合

(→第 20 条「無効となる場合」)

(P A S M O の交換および移替え)

第 24 条 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している P A S M O を、当該 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の P A S M O に予告なく交換することがある。なお、一体型 P A S M O においては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型 P A S M O を使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型 P A S M O の交換をする場合の取扱いは、P A S M O 取扱規則の定めにより、株式会社パスモおよび提携先から交換用の一体型 P A S M O の交付を受け、当社に、現在使用している一体型 P A S M O と当該交換用の一体型 P A S M O を持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型 P A S M O にかかる通知を呈示し、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を当該交換用の一体型 P A S M O へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型 P A S M O を使用する旅客が、現在使用している一体型 P A S M O における記名 P A S M O の機能、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を、当社で発売できる I C カード乗車券に移し替える場合、様式第 6 号に定める P A S M O オートチャージサービス解約・カード分離申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、P A S M O 取扱規則の定めにより一体型 P A S M O の払いもどしおよび I C カード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該 I C カード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型 P A S M O に付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該 I C カード乗車券に移し替える。なお、一体型 P A S M O にかかる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

4 第 2 項の交換または第 3 項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名 P A S M O 、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えた記名 P A S M O 、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を別の一体型 P A S M O へ移し替えることはできない。

(→第 11 条「発売」)

(→第 26 条「払いもどし」)

(免責事項)

第 25 条 P A S M O の交換または再発行により、P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の P A S M O を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した記名PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型PASMOについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第26条 旅客が、PASMOが不要となり、申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
 - (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
 - (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

(2) 当該 I C企画乗車券が無記名P A SMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよびP A SMO取扱規則に定める無記名P A SMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型P A SMOを払いもどす場合は、P A SMO取扱規則の定めによる手数料は收受しない。

第7章 特殊取扱

(P A SMOの変更)

第27条 旅客が無記名P A SMOを差し出して、記名P A SMOへの変更を申し出た場合は、P A SMO取扱規則の定めによりP A SMOの変更を行う。なお、P A SMO取扱規則の定めにより、記名P A SMOから無記名P A SMOへの変更はできない。

2 旅客がP A SMO取扱規則の定めによる有効期限終了後的小児用P A SMOを差し出して、大人用P A SMOへの変更を申し出た場合は、P A SMO取扱規則の定めによりP A SMOの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第28条 旅客は、I C S F乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該I C S F乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、I C定期乗車券またはI C企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) I C S F乗車券を使用して入場した場合。

(2) I C定期乗車券またはI C企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第29条 IC定期乗車券またはIC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまるICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) ICSF乗車券

(2) SFをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のIC定期乗車券

(3) SFをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のIC企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は收受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅においてICカード乗車券のSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」(Welcome Suicaを含む)

(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」

(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」

2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

第31条 前条にかかわらず、前条第1項に定めるICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第11条（発売）

(2) 第18条第2項（再印字）

- (3) 第19条第2項（記名PASMOの個人情報変更）
- (4) 第22条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- (5) 第23条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- (6) 第24条（PASMOの交換および移替え）
- (7) 第26条（払いもどし）
- (8) 第27条（PASMOの変更）

（相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第32条 以下の取扱いについては第30条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第20条により無効となったカードの取扱い

附則 この規則は、平成21年3月14日から施行する。
附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附則 この規則は、令和2年8月28日から施行する。
附則 この規則は、令和4年3月12日から施行する。
附則 この規則は、令和5年3月18日から施行する。
附則 この規則は、令和6年10月12日から施行する。

様式第1号 PASMO・定期乗車券購入申込書（兼個人情報変更申請書）
(第11条、第19条関係)

PASMO・定期券購入申込書（兼個人情報変更申込書） 以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。										株式会社バスモ 千葉都市モノレール株式会社	
<p>■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更記名PASMOの個人情報変更をするお客さまの場合</p> <p>□記名PASMOに関する記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。 □お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名PASMOの購入、変更、払いもどし等の申込内容の確認、②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認（記名PASMOの購入時） ③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかるサービスの実施および改善 □(株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの旅券に応じて、その事業者に知らせることができます。 □(株)バスモは、(株)バスモと共同利用を行なうICカードの発行事業者との間で、小窓用ICカード発行にかかるお申込み内容の権利を目的として、個人情報をうながす名前、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。 											
お申込内容		PASMO定期券の購入	磁気定期券からPASMO定期券への変更		磁気定期券の購入		無記名PASMOから記名PASMOへの変更				
大人用	小児用	PASMOも購入 大人用	お持ちのPASMOを使用 大人用	PASMOも購入 小児用	お持ちのPASMOを使用 小児用	大人用	小児用				
オナエ										性別 男 - 女	PASMO購入金額
生年月日 西暦 明治 大正 - 昭和 年 月 日										※オナエには西暦（カタカナ・アルファベット等）をフルネーム・左端でご記入ください。 満点は「西暦」とし、姓と名の間にスペースを入れてください。 ※電話番号（市外局番から）または携帯電話番号を左端でご記入ください。 ※必ず記名PASMOをお持ちで定期券を購入される場合はもご記入ください。 ※磁気定期券からPASMOに定期券へ変更する場合も、お客様の個人情報をカードに登録いたします。 ※定期券に記入していただいた印がついた場合は、再発行や払いもどし等の本人確認が必要とする取扱いになります。 ※購入金額は1,000円単位20,000円までです。購入金額にはデジット500円を含みます。	
電話番号										取扱事業者記載欄	
※以下は、定期券が必要なお客様のみ必要事項をご記入ください。										<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 知的障害者障害手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (写真付) <input type="checkbox"/> 健康保険証の持保済証 <input type="checkbox"/> 本人の登録明細書 (写真付) <input type="checkbox"/> 学生証 (写真付) <input type="checkbox"/> 社員証 (写真付) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付) <input type="checkbox"/> 運転免許証明書	
定期券内容										記事欄	
お申込内容		新規・継続								※お支払い方法は現金のみとなります。	
定期券の種類		通勤・通学									
乗車区間		～									
経由											
使用開始日		年 月 日から									
有効期間		1ヶ月 - 3ヶ月 - 6ヶ月									

サイズ（縦 148mm×横 210mm）

様式第2号 PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書
(第22条、第23条、第26条関係)

PASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書										株式会社バスモ 千葉都市モノレール株式会社																																																																																
<p>以下の内容及びPASMO取扱規則、千葉都市モノレール株式会社(以下「当社」といいます。)の旅客営業規則に同意し、申請します。</p> <p>○PASMO定期券に関する個人情報の取扱い</p> <p>1. 本申請書に記載された個人情報は、払いもどしや再発行の手続きに必要な申請内容を確認するために使用いたします。 2. 本申請書は、当社が定期券を購入していただいたときの個人情報を、今後、上記目的の範囲内でPASMOの取扱いを行なう鉄道・バス事業者を通じて、その事業者にそのままお譲り受けたり、記載した個人情報を改ざんしたりする場合があります。 3. 本申請書に記載されたPASMOの旅券において記入された方が対応された場合、上記利用目的の範囲内で、電話番号に記載された方の登録した個人情報を知らせる場合があります。</p> <p>○紛失再発行に関する注意事項</p> <p>1. 紛失再発行の手続きの後、使用停止処置をするまでの間は、PASMOに記載された他のカードと機種に配信されるまでの間は、PASMOに記載された他の会員登録等の情報（例：パスワード、当社ではPASMOの取扱事業者にて、再発行を希望する場合であっても、再発行の手続きはございません。なお、発見したPASMOを引き取る際は、データが消えてしまう場合があります。） 2. 番号はPASMOの旅券に記載されたものと同一の旅券を購入する場合であっても、再発行の手続きはございません。なお、発見したPASMOを引き取る際は、データが消えてしまう場合があります。</p> <p>○翌日以降、定期券に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、所定の再発行手数料(500円)及びデジット(500円)を支払った場合の再発行手数料(500円)を支払う旨を示す理窟を提出すること。</p> <p>○PASMOの旅券が払い戻し(PASMO(大人用)または記載者PASMO(介護者用)のどちら一方を紛失し、紛失再発行の手続きを行なった場合、再発行までの間、一部の事業者を除き、もう一方の旅券がいわゆるPASMO(大人用・介護者用)でのSF利用はできません。)</p> <p>○鉄道乗車再発行に関する注意事項</p> <p>1. 再発行されたPASMOを購入するまでの間、定期券区間に乗車する場合は、障害状況などをPASMOと整理券を係員に提示して乗車すること。定期券代金を提示された場合は、定期券代金を提示して乗車すること。 2. 番号以降、定期券に記載されたPASMO取扱事業者の窓口において、再発行されたPASMOを受取ること。 3. 再発行されたPASMOと整理券が不一致の際、障害状況などをPASMOと整理券を提出すること。定期券代金を発売された場合に、定期券代金を提示すること。 4. PASMOの旅券が払い戻し(PASMO(大人用)または記載者PASMO(介護者用)のどちら一方を紛失し、再発行までの間、一部の事業者を除き、もう一方の旅券がいわゆるPASMO(大人用・介護者用)でのSF利用はできません。)</p> <p>○払いもどしに関する注意事項</p> <p>1. PASMOの旅券が払い戻し(PASMO(大人用)または記載者PASMO(介護者用))のみ取扱い、当社で取扱いできない鉄道定期券・バス定期券等の乗車券等については、その会員の旅券を購入すること。また、乗車した乗車券等の払い戻しを認めません。また、(株)バスモはPASMOの旅券を購入しないこと。払いもどした場合は、PASMOの旅券を購入しないこと。 2. クレジットカードでのその他の機能と連携された機能が付与されたカードを払い戻す場合、その機能の利用規約等に基づき、その機能も同時に解約される場合があります。 3. 旅券が払い戻し(PASMO(大人用)または記載者PASMO(介護者用)のどちら一方を紛失し、再発行までの間、一部の事業者を除き、もう一方の旅券がいわゆるPASMO(大人用・介護者用)でのSF利用はできません。)</p> <p>○Suicaに関する取扱い</p> <p>1. Suicaについては、紛失再発行・定期券再発行の手続きのみを行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、㈱バスモはSuica発行事業者と読み替れます。 2. 再発行されたSuicaは、そのSuicaの発行事業者においてお受取り下さい。</p>										※申請内容に「○」を記入してください。																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>紛失再発行</td> <td>定期券再発行</td> <td>払いもどし</td> </tr> <tr> <td>記名ICカード</td> <td>記名ICカード</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 定期券 あり</td> <td><input type="radio"/> 定期券 なし</td> <td><input type="radio"/> 定期券 あり</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 定期券 なし</td> <td><input checked="" type="radio"/> 定期券 なし</td> <td><input type="radio"/> 無記名 ICカード</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> カード 回収</td> <td><input type="radio"/> 定期券 情報のみ</td> <td><input type="radio"/> 定期券 消去</td> </tr> </table>										紛失再発行	定期券再発行	払いもどし	記名ICカード	記名ICカード		<input checked="" type="radio"/> 定期券 あり	<input type="radio"/> 定期券 なし	<input type="radio"/> 定期券 あり	<input type="radio"/> 定期券 なし	<input checked="" type="radio"/> 定期券 なし	<input type="radio"/> 無記名 ICカード	<input type="radio"/> カード 回収	<input type="radio"/> 定期券 情報のみ	<input type="radio"/> 定期券 消去	※定期券情報のみの払戻し・定期券消去は鉄道乗車券情報のみ行います。 ICカードはお客様に返却いたします。																																																																	
紛失再発行	定期券再発行	払いもどし																																																																																								
記名ICカード	記名ICカード																																																																																									
<input checked="" type="radio"/> 定期券 あり	<input type="radio"/> 定期券 なし	<input type="radio"/> 定期券 あり																																																																																								
<input type="radio"/> 定期券 なし	<input checked="" type="radio"/> 定期券 なし	<input type="radio"/> 無記名 ICカード																																																																																								
<input type="radio"/> カード 回収	<input type="radio"/> 定期券 情報のみ	<input type="radio"/> 定期券 消去																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>オナエ</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>西暦</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>性別</td> <td>男 - 女</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>										オナエ										生年月日	西暦	年	月	日	性別	男 - 女					※オナエには西暦（カタカナ・アルファベット等）をフルネーム・左端でご記入ください。 満点は「西暦」とし、姓と名の間にスペースを入れてください。																																																											
オナエ																																																																																										
生年月日	西暦	年	月	日	性別	男 - 女																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>										電話番号										※ICカード購入時に登録した携帯電話番号または電話番号を市外局番からお書きください。																																																																						
電話番号																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>定期券情報</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>定期券区間</td> <td colspan="9">～</td> </tr> <tr> <td>経由</td> <td colspan="9">千葉みなと・千葉・都賀</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td colspan="9">1ヶ月 - 3ヶ月 - 6ヶ月</td> </tr> </table>										定期券情報										定期券区間	～									経由	千葉みなと・千葉・都賀									有効期間	1ヶ月 - 3ヶ月 - 6ヶ月									※定期券をお持ちの場合のみ、下記の項目にご記入下さい。																																								
定期券情報																																																																																										
定期券区間	～																																																																																									
経由	千葉みなと・千葉・都賀																																																																																									
有効期間	1ヶ月 - 3ヶ月 - 6ヶ月																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>取扱事業者 記入欄</td> <td colspan="9">千葉都市モノレール株式会社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> パスポート</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 健康保険証</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人登録使用書類</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 学生証(写真付)</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 留学生(写真付)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 社員証(写真付)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)</td> <td colspan="9"><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書</td> </tr> </table>										取扱事業者 記入欄	千葉都市モノレール株式会社									<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート									<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書									<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)									<input type="checkbox"/> 本人登録使用書類	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書									<input type="checkbox"/> 学生証(写真付)	<input type="checkbox"/> 留学生(写真付)									<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	<input type="checkbox"/> 社員証(写真付)									<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書									※Suicaに関する取扱い
取扱事業者 記入欄	千葉都市モノレール株式会社																																																																																									
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート																																																																																									
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書																																																																																									
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付)																																																																																									
<input type="checkbox"/> 本人登録使用書類	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書																																																																																									
<input type="checkbox"/> 学生証(写真付)	<input type="checkbox"/> 留学生(写真付)																																																																																									
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付)	<input type="checkbox"/> 社員証(写真付)																																																																																									
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>記事欄</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>										記事欄										No.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※Suicaについては、紛失再発行・定期券再発行の手続きのみを行います。この場合、PASMOに準じた取扱いとなり、上記の内容におけるPASMOはSuica、㈱バスモはSuica発行事業者と読み替れます。																																																												
記事欄																																																																																										
No.	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																	

申請年月 日

サイズ（縦 210mm×横 148mm）

様式第3号 紛失再発行整理票

(第22条関係)

(1) PASMO「記名ICカード」

No 9999 (1/2)	No 9999 (2/2)
紛失再発行整理票【PASMO】	
発行年月日	9999年99月99日 99時99分
整理番号	P B 9 9 9 - 9 9 9 9 - 9 9 9 9 - 9 9 9 9
<p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p><u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u></p>	
<p>■再発行の際は、以下をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本整理票・再発行手数料・再発行するカードのデポジット・公的証明書等（免許証など）	
<p><u>※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</u></p>	
× × 駅・複合 ×	× × 駅・複合 ×
千葉都市モノレール株式会社	

(2) PASMO「IC定期乗車券」

No 9999 (1/2)	No 9999 (2/2)
紛失再発行整理票【PASMO】	
発行年月日	9999年99月99日 99時99分
整理番号	P B 9 9 9 - 9 9 9 9 - 9 9 9 9 - 9 9 9 9
<p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p><u>P P P P P P P P P P P P P P 事業者</u></p>	
<p>■再発行の際は、以下をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本整理票・再発行手数料・再発行するカードのデポジット・公的証明書等（免許証など）	
<p><u>※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</u></p>	
× × 駅・複合 ×	× × 駅・複合 ×
千葉都市モノレール株式会社	

サイズ（縦85mm×横58mm）

様式第4号 一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書

(第22条関係)

一体型PASMO発行事業者ではないため、当社においては申請書の取扱はなし。

様式第5号 障害再発行整理票

(第23条関係)

(1) PASMO「無記名ICカード・記名ICカード」

No 9999 (1/2)	No 9999 (2/2)
障害再発行整理票【PASMO】	
発行年月日	9999年99月99日 99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999
<p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p><u>最寄のPASMO取扱鉄道事業者</u></p>	
<p>■再発行の際は、以下をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本整理票・現在お持ちのカード	
<p><u>※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</u></p>	
××駅・複合×	千葉都市モノレール株式会社
××駅・複合×	千葉都市モノレール株式会社

(2) PASMO「IC定期乗車券」

No 9999 (1/2)	No 9999 (2/2)
障害再発行整理票【PASMO】	
発行年月日	9999年99月99日 99時99分
整理番号	PB999-9999-9999-9999
<p>■再発行は以下の事業者の取扱窓口で行うことができます。</p> <p><u>P PPP PPP PPP事業者</u></p>	
<p>■再発行の際は、以下をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本整理票・現在お持ちのカード・IC定期券代用乗車証兼PASMOお預かり書（以下、「代用証」といいます。発行した場合のみご持参ください。）	
<p><u>※本整理票を紛失した場合は、再発行できませんので大切に保管してください。</u></p>	
××駅・複合×	千葉都市モノレール株式会社
××駅・複合×	千葉都市モノレール株式会社

(2) PASMO「IC定期乗車券」

様式第6号 PASMOオートチャージサービス 解約・カード分離申請書
(第24条関係)

サイズ(縦85mm×横58mm)

<small>ご希望のお客さまはご記入ください。*を</small>	<h3 style="text-align: center;">PASMOオートチャージサービス 設定金額変更申込書</h3> <p style="text-align: right;">株式会社 PASMO 千葉都市モノレール株式会社</p> <p>以下の内容、およびオートチャージサービス取扱規則に同意し、申込みます。</p> <p>◆PASMO・PASMOオートチャージサービスに関する個人情報の取扱い</p> <p>1. 本申込書に記載された個人情報は、オートチャージ設定金額変更のお手続きを行う際に必要な申込内容を確認するために使用いたします。 2. 千葉都市モノレール株式会社(以下「当社」といいます。)または㈱パスマでは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行な鉄道・バス事業者、ならびにクレジットカード会社からの照会に応じて知らせることができます。</p> <p>◆PASMOオートチャージサービスの設定金額変更に関する注意事項</p> <p>1. 設定金額を変更したことによりお客様に損害が生じた場合でも、当社ならびに㈱パスマでは一切責任は負いかねます。 2. 領ってオートチャージされた場合でも、オートチャージの取消し・オートチャージされた金額の払い戻しはできません。</p> <p>上記の内容に同意いただける場合は、以下の内容をご記入ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">申込日</td> <td style="width: 90%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オナマエ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(実行判定金額)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(実行金額)</td> </tr> <tr> <td>残額が</td> <td>,000 円</td> <td>以下のときに</td> <td>,000 円 チャージする</td> </tr> </table> <p>*それぞれ、1,000円～10,000円までの1,000円単位でご記入ください。 (初期設定は「2,000円以下の時に3,000円チャージ」される設定となっています。)</p>	申込日	年 月 日	オナマエ		カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____		(実行判定金額)		(実行金額)		残額が	,000 円	以下のときに	,000 円 チャージする																							
申込日	年 月 日																																					
オナマエ																																						
カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____																																						
(実行判定金額)		(実行金額)																																				
残額が	,000 円	以下のときに	,000 円 チャージする																																			
<small>「オートチャージサービスの解約またはカード分離」を</small>	<h3 style="text-align: center;">PASMOオートチャージサービス 解約・カード分離申請書</h3> <p style="text-align: right;">株式会社 PASMO 千葉都市モノレール株式会社</p> <p>以下の内容およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則、ならびに当社の旅客営業規則に同意し、申請します。</p> <p>◆PASMO・PASMOオートチャージサービスに関する個人情報の取扱い</p> <p>1. 本申請書に記載された個人情報は、オートチャージサービスの解約やカードを分離する際の手続きに必要な申込内容を確認するために使用いたします。 2. 当社または㈱パスマでは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行な鉄道・バス事業者、ならびにクレジットカード会社からの照会に応じて知らせることができます。</p> <p>◆PASMOオートチャージサービスの解約に関する注意事項</p> <p>1. オートチャージサービスの解約を行なう場合、オートチャージ利用代金お支払い用のクレジットカード、またはオートチャージサービスの解約を行なう一体型PASMOの利用約款等に基づき、クレジットカードの機能もあわせて解約される場合があります。 2. オートチャージサービスを解約した後、再度サービスを希望する場合には、㈱パスマに対して郵送による申込みが必要となります。ただし、上記1.に該当し、解約となったクレジットカードを決済カードとしたオートチャージサービスの再設定はできません。</p> <p>◆一体型PASMOのカード分離に関する注意事項</p> <p>1. オートチャージサービス機能付きの一体型PASMOのカード分離を行なう場合、オートチャージサービスは解約となります。 2. カード分離を行うと、一体型PASMOの利用約款等に基づき、クレジットカードの機能もあわせて解約される場合があります。 3. カード分離を行った後、分離したPASMO機能とクレジットカード機能から一体型PASMOへの復元はできません。 また、分離したカード一体型PASMOを決済カードとしたオートチャージサービスの再設定はできません。</p> <p>上記の内容に同意いただける場合はご希望の取扱いのいずれかに○をつけ、以下の内容をご記入ください。 *個人情報は、カード内にご登録された内容をご記入ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">PASMOオートチャージサービスの解約</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input type="radio"/> 一体型PASMOのカード分離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申込日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オナマエ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">性別 男 女</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生年月日 明治 大正 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昭和 平成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話番号</td> </tr> </table> <p>*どちらかに○をつけください。 *左端でご記入ください。</p> <p>*以下は係員が記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">取扱事業者</td> <td style="width: 33%;">千葉都市モノレール株式会社</td> <td style="width: 33%;">取扱年月日</td> </tr> <tr> <td>取扱箇所</td> <td colspan="2">扱者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">□運転免許証 □旅券</td> </tr> <tr> <td colspan="3">□身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳(写真付)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">□健康保険等の被保険者証 □外国人登録証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">□学生証(写真付) □社員証(写真付)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">記事欄</td> </tr> </table>	PASMOオートチャージサービスの解約	<input type="radio"/> 一体型PASMOのカード分離	申込日 年 月 日		カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____		オナマエ		性別 男 女		生年月日 明治 大正 年 月 日		昭和 平成		電話番号		取扱事業者	千葉都市モノレール株式会社	取扱年月日	取扱箇所	扱者		□運転免許証 □旅券			□身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳(写真付)			□健康保険等の被保険者証 □外国人登録証明書			□学生証(写真付) □社員証(写真付)			記事欄		
PASMOオートチャージサービスの解約	<input type="radio"/> 一体型PASMOのカード分離																																					
申込日 年 月 日																																						
カード番号 PB _____ - _____ - _____ - _____																																						
オナマエ																																						
性別 男 女																																						
生年月日 明治 大正 年 月 日																																						
昭和 平成																																						
電話番号																																						
取扱事業者	千葉都市モノレール株式会社	取扱年月日																																				
取扱箇所	扱者																																					
□運転免許証 □旅券																																						
□身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳(写真付)																																						
□健康保険等の被保険者証 □外国人登録証明書																																						
□学生証(写真付) □社員証(写真付)																																						
記事欄																																						